

令和3年度 第6回 職長・安全衛生責任者教育のご案内

労働安全衛生法第60条により、政令に定める業種に該当する場合、新たに職長に就くことになった職長及び労働者を直接指導又は監督する者に対しては、安全衛生教育の実施が義務付けられています。

また、労働安全衛生法第16条により、建設業に態様する業種においては安全衛生責任者を選任しなければなりません。つきましては、下記のとおり両教育を開催いたしますので多数受講下さるようご案内いたします。

記

1. 日時

【1日】令和4年2月8日(火)8時50分～17時00分 【2日】令和4年2月9日(水)8時50分～17時10分

2. 場所

神戸線条工場コミュニティーセンター 神戸市灘区浜田町4丁目1

3. 講習カリキュラム

時間	講習科目	規定時間	区分	会場案内図	
8:30～8:50	受け付け		職長	(阪神「新在家駅」より南へ徒歩約7分) 	
8:50～9:00	オリエンテーション				
9:00～9:20	・職長の役割	20分			
9:20～12:00 (10:30～10:40休憩)	・労働者に対する指導又は監督の方法 第1章 指導及び教育の方法 第2章 監督・指示の方法	2時間 30分			
12:00～12:45	昼食休憩				
12:45～14:45	・作業方法の決定及び労働者の配置 第3章 適正配置 第7章 作業手順の定め方	2時間			
14:45～15:00	休憩				
15:00～17:00	・その他現場監督としての労働災害防止活動 第6章 整理整頓と安全衛生点検 第12章 労働者の創意工夫を引出す方法	2時間			
8:30～8:50	受け付け				安全衛生責任者
8:50～9:00	オリエンテーション				
9:00～12:05 (10:30～10:35休憩)	・危険又は有害性等の調査及びその結果措置 第11章 リスクアセスメントの実施とその低減措置 第4章 設備の改善 第5章 環境改善の方法と環境改善の保持	4時間			
12:05～12:35	昼食				
12:35～13:35	・危険又は有害性等の調査及びその結果措置 第8章 作業方法の改善				
13:35～15:05	・異常時における措置 第9章 異常時における措置 第10章 災害発生時における措置	1時間 30分			
15:05～15:10	休憩				
15:10～17:10	・安全衛生責任者の職務等 ・統括安全衛生管理	2時間			

4. 受講区分と受講料

区分	職長・安全衛生責任者(14H)	職長(12H)	安全衛生責任者(2H)	備考
会員	16,000円	13,000円	3,000円	安全衛生責任者のみ受講は、職長教育受講修了者が対象です。
非会員	18,000円	15,000円	5,000円	

5. 定員

30名 受付終了日:令和4年1月31日(月)ただし、定員になり次第締め切ります。

6. 申込方法

1) 受講申し込みはホームページにてお願いします。会員、非会員区分を選択して下さい

(注)ホームページ入力時外国籍の方は、在留カード又は特別永住者証明書記載の氏名を入力下さい。

2) 受講申込画面にて送信すると自動受付メールが届きます。万一、届かない場合はご連絡下さい。

3) 受講料は、申し込み後10日以内に下記口座へ振込下さい。振込手数料はご負担下さい。(振込書は発行しません)
・振込口座(三井住友銀行 三宮支店 普通口座3192216 神戸東労働基準協会)

7. 受講時準備品

受講票、筆記用具、本人確認書類(運転免許証、健康保険証、住基カード、在留カード、特別永住者証明書、社員証等)、マスク、昼食、印鑑等

8. その他

1) 遅刻、早退者は、受講無効扱いとします。

2) 納入された受講料は、原則返金いたしません。但し、受講者の変更は可能ですが受講日の5日前までに申出下さい。

3) 会場には公共交通機関でお越し下さい。(自動車、単車、自転車等の駐車場はありません)

※ご提出いただいた個人情報、当事務所が責任をもって管理し、本講習以外の目的には使用しません。